

機関における鋼以外の材料の使用に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

機関における鋼以外の材料の使用に関する事項

改正理由

可燃性材料及び引火性液体の発火を防止することを目的とした SOLAS 条約第 II-2 章第 4 規則においては、燃料油管装置等の可燃性油を含む装置に関し、油の漏洩による発火を防止するべく、当該装置の弁及び管取り付け物を含め、鋼又は主管庁が適当と認める材料で製造したものとする旨規定していたが、当該装置にアルミニウム合金等の鋼以外の材料を使用する場合に満たすべき要件については具体的な規定が設けられていなかった。中高速機関の部品において、鋼以外の材料としてアルミニウム合金の使用が検討されていたことから、その取扱いを明確にすべく IACS より IMO に、当該装置にアルミニウム合金等の鋼以外の材料を使用する場合に満たすべき要件に関する統一解釈の作成を依頼した。

これを受け、2015 年 3 月に開催された IMO 第 2 回船舶設備小委員会（SSE2）において、当該要件に関する検討が行われ、2016 年 5 月に開催された IMO 第 96 回海上安全委員会（MSC96）において、当該装置にアルミニウム合金等の鋼以外の材料を使用する場合に満たすべき要件を明確とする統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1527 として回章されている。

このため、MSC.1/Circ.1527 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

エンジン、タービン及び歯車装置において、内管及び構成要素に鋼以外の材料を使用する場合に満たすべき要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 R 編 4.2.2

鋼船規則検査要領 R 編 R4.2.2, R10.5.5